

日本大学医学部附属板橋病院医療安全監査委員会設置要項

平成29年3月15日制定
令和2年11月20日改正
令和2年11月20日施行

1 設置の趣旨

特定機能病院における医療安全対策等のガバナンス強化を目的に平成28年6月10日付けで医療法施行規則が改正された。同改正では、特定機能病院の承認要件として、監査委員会の設置が義務化されている。

これを受けて、学校法人日本大学に医学部附属板橋病院（以下「板橋病院」という）における医療安全管理体制及び業務遂行に関する監査を目的として、標記委員会を設置する。

2 委員会の設置根拠

医療法施行規則第15条の4第2号

3 委員会の名称

日本大学医学部附属板橋病院医療安全監査委員会

4 委員会の構成

① 委員会は、次の者をもって構成し、委員は理事長が委嘱する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
- (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（(1)に掲げる者を除く）
- (3) その他理事長が必要と認めた者

② 上記①の規定により委員会を構成する場合にあっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 委員が3名以上であること。
- (2) 委員長及び委員の半数を超える数が、板橋病院と利害関係のない者（以下「学外者」という）であること。

なお、利害関係のない者とは、次の要件を全て満たす者とする。

ア 過去10年以内に板橋病院と雇用関係にないこと。

イ 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等（監査委員会に係る費用を除く）を板橋病院から受領していないこと。

- (3) 上記①の(1)及び(2)の委員のうち、それぞれ1名以上の者が学外者であること。

- ③ 委員長は、学外者の委員から理事長が指名する。
- ④ 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

5 委員の任期

委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員の公表

委員会を構成する委員について、委員名簿及び委員の選定理由を記載した書類を厚生労働大臣へ提出すると共に、ホームページ等により学外へ公表するものとする。

7 委員会の業務

① 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 板橋病院長等から医療安全における管理体制及び業務の遂行状況について報告を求めるとともに、必要に応じて自ら確認し、特定機能病院としての安全管理がなされているか確認・評価すること。
- (2) 確認・評価の結果報告書を作成し、理事長に提出すること。
- (3) 必要に応じ、理事長及び板橋病院長に対し、是正措置を講ずるよう意見を具申すること。
- (4) 確認・評価の結果をホームページ等により学外に公表すること。

8 委員会の開催

委員会は、毎年度、2回以上開催する。

9 設置年月日

委員会は、平成29年4月1日付けで設置する。

10 事務所管

委員会に関する事務は板橋病院庶務課に委託し、病院経営指導管理オフィスがこれを指導・監督する。

以 上